

緑の環境をつくり育てる条例第4条の施行に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年横浜市条例第47号。以下「条例」という。）第4条の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準における用語の意義は、この基準において定めるもののほか、条例第9条の施行に関する基準（以下「条例第9条の基準」という。）の例による。

2 この基準において「公共建築物」とは、市が設置及び管理する建築物をいう。

(緑化施設の整備方法)

第3条 公共建築物の緑化施設は次のとおり整備すること。

- (1) 景観の向上や環境の改善のために、樹木を中心とし、全体の調和が良くなるよう、緑化施設を配置すること。
- (2) 周辺から緑を実感できるよう、緑化施設を沿道部に設けるなど、公開性や視認性に配慮すること。
- (3) 工場等の緑化施設は環境の保全のため、原則として、敷地の外周部を中心に、緑化施設の半分以上を量感のある樹木により設置すること。
- (4) 将来にわたって緑化施設が良好に維持されるよう、日照、土壌環境等を考慮し、周辺環境に配慮すること。
- (5) 良好な樹林や樹木は、できる限り保存するよう計画し、現況のまま保存できない場合は移植等を検討すること。
- (6) 緑化施設を保護するため、必要に応じて、外周部に縁石等の構造物を設けること。
- (7) 緑化施設を屋上に整備する場合は管理等のために、容易に出入り可能とするほか、手すり柵やかん水設備等の必要な施設を設けること。
- (8) 新たに植栽を行う造成面はできる限り平坦とし、やむを得ずのり面となる場合、傾斜角は30度以下とすること。
- (9) 樹木植栽地の最低幅は30センチメートル以上確保し、その他の緑化施設については、10センチメートル以上確保すること。
- (10) 植物が良好に生育できるような一定の厚さ（概ね樹高2.5メートル以上のものは150センチメートル以上、樹高2.5メートル未満1メートル以上のものは100センチメートル以上、樹高1メートル未満のものは70センチメートル以上）の土壌又はこれらに相当する厚さの土壌に類する資材を確保すること。

(11) 植栽時に樹高が1メートル以上の樹木については、適切な支柱等を設けること。

(12) 壁面緑化を整備する場合は、耐久性に優れた資材を選定するとともに、容易に維持管理ができる整備内容とすること。高所に壁面緑化を整備する場合は、安全性を確保するとともに、せん定や植替え等適切な維持管理が可能な整備内容とすること。人工地盤を用いる場合は、植物を良好に生育させるため、隅々まで十分にかん水される整備内容とすること。

(公共建築物の緑化率)

第4条 公共建築物の緑化率は、別表のとおりとする。当該建築物の維持保全をする者についても同様とする。ただし、この基準の施行以前に建築された建築物については、可能な範囲で積極的に緑化を行うこと。

(緑化率の適用除外)

第5条 次の各号に該当する公共建築物については、前条の緑化率によらず、可能な範囲で積極的に緑化を行うこと。

- (1) 火薬類取締法に基づく火薬庫及び消防法等に定める危険物の貯蔵・処理施設であるもの
- (2) 鉄道事業法第8条に定める鉄道施設であるもの
- (3) 道路事業により整備されるものまたは、道路法に基づく道路内に占用するもの
- (4) 都市公園法に基づく都市公園内に建築されるもの
- (5) コンテナターミナル内に建築されるもの
- (6) 第1号から第5号までに掲げるもの以外で、適正な都市機能を確保するためにやむを得ずかつその機能又は構造上緑化が著しく困難であると市長が認めたもの

(緑化率の算定)

第6条 次の公共建築物については、第4条及び第5条並びに条例第9条の基準第6条に基づき、次のとおり緑化率を算定すること。

- (1) 異なる緑化率の建築物をひとつとする建築物については、各々の床面積の割合で緑化率を按分した値とする。
- (2) 2以上の用途地域にわたる敷地で建築される建築物については、敷地面積に占める用途地域の割合で按分した値とする。

(仮想敷地の設定)

第7条 平成16年9月1日以前に存する公共建築物で、次の各号に該当する場合は、それぞれの規定により仮想の建築物の敷地を設定し、敷地面積とすることができる。

- (1) 建築物を増築する場合は、当該増築部分の建築面積と当該建築物の敷地の都市計画で定められた建ぺい率から、仮想の建築物の敷地を設定することができる。
- (2) 2以上の建築物が同一敷地内にあり、かつ各々の建築物の敷地が同一である場合で、一部の建築物を新築する場合は、当該建築物の建築面積と当該建築物の敷地の都市計画で定められた建ぺい率から、仮想の建築物の敷地を設定することができる。

(緑地の基準)

第8条 緑地の基準については、条例第9条の基準第3条及び第4条の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第34条第1項に規定する緑化地域内にその敷地が含まれる公共建築物については、都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）及び横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準に基づく緑化施設の算出基準の規定を準用することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成3年12月横浜市条例第57号）別表第12(あ)欄に掲げる区域（当該区域に係る地区整備計画（都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第2項第1号に掲げる地区整備計画をいう。）において、当該区域を2以上の地区に区分している場合にあっては、同表(い)欄に掲げる地区）内にその敷地が含まれる公共建築物については、都市緑地法施行規則及び横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に基づく建築物の緑化率の制限に関する基準に基づく緑化施設の算出基準の規定を準用することができる。

(建築物緑化認定証の取得)

第9条 公共建築物を所有し、又は管理する者は、横浜市建築物緑化認定証交付手続要綱に基づき、建築物緑化認定証を取得しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、既存の公共建築物を所有し、又は管理する者に対し、当該建築物の緑化等が建築物緑化認定証の交付基準に適合しているかどうかを調査させ、その結果の報告を求めることができる。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、横浜市建築物緑化認定証交付手続要綱の施行の日から施行する。(平成 19 年 6 月 1 日より施行)

附 則

この基準は、平成 21 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の前日にこの基準による改正前の公共施設の緑化の推進に関する手続要綱第 4 条第 1 項の規定により申出が行われた同要綱第 3 条第 1 項の規定による協議については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 4 条)

敷地面積	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満 ※ 1			1000 m ² 以上		
	商業系	住居系	左記以外	商業系	住居系	左記以外
公共建築物	10%以上	15%以上	10%以上	10%以上	20%以上	

(1) 敷地面積が 500 m²未満の施設については別表の※ 1 の基準以上の緑化に努めるものとする。

(2) 商業系とは、近隣商業地域、商業地域をいう。

(3) 住居系とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域をいう。